

公益社団法人日本山岳・スポーツクライミング協会

情報公開規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人日本山岳・スポーツクライミング協会（以下「本協会」という。）による情報公開について、必要な事項を定めることを目的とする。

(法人の責務)

第2条 本協会は、この規程の解釈及び運用に当たっては、第5条に規定する資料につき一般の閲覧に供することの趣旨を尊重するとともに、個人情報のみだりに公開されることのないよう十分に配慮しなければならない。

(利用者の責務)

第3条 第5条に規定する資料を閲覧した者は、これによって得た情報を閲覧申請書に記載した目的以外に利用してはならない。

(管理)

第4条 本協会の情報公開に関する事務は、本協会の事務局が統轄管理する。

(情報公開の対象資料等)

第5条 本協会において情報公開の対象とする資料（以下「公開対象資料」という。）は、次の各号とする。

- (1) 定款
- (2) 会員名簿
- (3) 理事、監事の名簿
- (4) 認定、許可、認可等及び登記に関する書類
- (5) 定款に定める機関（理事会及び総会）の議事に関する書類
- (6) 財産目録
- (7) 役員等の報酬規程
- (8) 事業計画書及び収支予算書
- (9) 事業報告書及び収支決算書等の計算書類
- (10) 前号の監査報告書
- (11) その他法令で定める帳簿及び書類

2 公開対象資料は、一般に閲覧に供するものとする。この場合において、正当な理由がないときは、閲覧の請求を拒むことができない。

- 3 本条第1項(2)及び(3)について、本協会の会員以外から閲覧の請求があった場合には、これらに記載され又は記録された事項中、個人の住所・連絡先の記載又は記録の部分を除外して、これらの閲覧をさせることができる。
- 4 公開対象資料は、本協会が定める場所に常時備え置くものとする。

(閲覧場所・閲覧時期)

第6条 公開対象資料の閲覧場所は、本協会の事務局とする。

- 2 閲覧の日は、本協会の休日以外の日とし、閲覧時間は本協会の業務時間内とする。

(閲覧の申請手続)

第7条 本協会の公開対象資料の閲覧を希望する者は、閲覧申請書に必要事項を記載し、会長に提出しなければならない。

- 2 事務局の情報公開事務担当者は、前項の閲覧申請書を受理したときは、閲覧受付簿に必要事項を記載しなければならない。
- 3 閲覧者から閲覧している資料について説明を求められたときは、事務局長があらかじめ指名した者が説明をし、その過程は質疑応答簿に記載しておかなければならない。
- 4 前項の説明に当たっては、本協会の業務運営上重大な支障を及ぼすおそれがあると認められる事項を除き、可能な限りその説明に努めるものとする。

(費用負担)

第8条 公開対象資料の閲覧は、無料とする。

(電磁的記録)

第9条 公開対象資料が電磁的記録をもって作成されている場合の閲覧請求については、法令の定めるところによる。

附 則

- 1 この規程は、平成28年8月27日から施行する。
- 2 この規程は、原則として、平成22年以後において作成した公開資料について適用する。
- 3 平成29年11月12日 一部改定